

あるドイツ・ユダヤ人の非ナチ化裁判開始

—— エルヴィン・ゴルトマンの初審（1947年）

長 田 浩 彰

はじめに

第三帝国下、医師や歯科医の職を失い、SD（親衛隊保安部）やゲスターポの協力者となって、戦後に非ナチ化裁判にかけられた、ユダヤ人キリスト教徒のエルヴィン・ゴルトマン（1891–1981）。第三帝国期を中心とした彼の生涯に関する研究は、ベルリン工科大学教授W・ベンツによって公にされている⁽¹⁾。それは、ゴルトマンのナチ体制下における苦境を中心に、彼に対する評価を試みたものである。ここでも当然、非ナチ化裁判記録が、そのための重要な分析史料となっているが、裁判自体の経過に関しては、全体の流れを押さえるにとどめ、具体的なその内容は、裁判の評決と供述証言などからなるドキュメント部分で補われている。そこからは、どのような経過で、ゴルトマンに関する非ナチ化裁判が開始されたのか、またどういう経過を経て、彼に対する評決内容が軽減されるに至ったか、に関して読みとることは少々困難である。

本稿は、彼に対する非ナチ化裁判開始の経緯を文書館史料などを中心に再現し、非ナチ化裁判の具体的事例を提示するなかで、そこから読みとれるゴルトマンの人物像にも言及することをその目的としている⁽²⁾。

1. ゴルトマンの再逮捕—非ナチ化裁判へのステップ

1947年3月3日、ヴェルテムベルク・バーデン州の政治解放相カム Kammに宛てたシュトゥットガルト市ドイツ警察署長Wの書簡は、このような書き出しで始まった。「1945年5月7日、私の命令で逮捕したエルヴィン・ゴルトマン医師（同市在住：1891年8月10日生）が再び自由の身になっている、という知らせが、様々な方面から嫌悪や怒りの念と共に寄せられた。」ゴルトマンは当時、ルートヴィヒスブルクにあるアメリカ軍第74抑留者収容所Internierungslagerに収容されていたが、署長Wが確認したところ、47年1月31日に釈放された。さらに、アメリカ側の収容所長から、同収容所の歯科センター長をさらに続けるよう委託された彼は、同年2月21日、シュトゥットガルト市警察本部で住所などの届け出をしていた。

ことの成り行きについて、署長Wはこう続けた。「ユダヤ人であるゴルトマンは、1940年から43年にかけて、ないしそれ以上の期間かもしれないが、SDの協力者であり、ゲスターポのスパイであった。彼は43年に、以前から親交があり今は市警察本部に勤務するエルヴィン・Nを、ゲスターポないし国家保安本部に告発した。Nは、それによって43年9月30日に、利敵行為・国防力破壊工作・敗北主義・「国家や党への卑劣攻撃防止法」Heimtücke-gesetz違反の咎でゲスターポに逮捕された。もし彼の妹レニ・H…が、彼のベルリン行きを阻止出来なかったら、Nはベルリンの民族裁判所に送られて死刑判決を受けていただろう。…ゴルトマンや彼の当時の活動を知る者はみな、また彼により損害を被った多くの人もまた、ゴルトマンが収容所から釈放され、それどころか、ルートヴィヒスブルクの第74抑留者収容所の歯科センター長として給料を得ることなど全く理解できない。一方で、ナチ党に名義上だけ属していた下位の官吏や職員が、今日では食べ物もなく失業中なのである。」そして、署長Wは、整理番号／1から／45までの調書や証人の申立書などからなる1945年時点でのゴルトマン関係の警察文書を添えて、政治解放相が「これらの文書に目を通せば、ゴ

ルトマンを即刻再勾留しなければならないと確信されると思う」と結んでいる (Spruka, Bd. 2, Bl. 21, Benz, S. 143-144.)。

この書簡は、政治解放相から、3月12日付でその添付文書と共にシュトゥットガルト非ナチ化審査機関Spruchkammer Stuttgartへと回されて15日に受理されている。すなわち、46年3月5日に成立した「ナチズムと軍国主義からの解放のための法律」(以下「解放令」と略記。具体的条項は、論文末尾の資料を参照されたい。)の第40条に照らし合わせ、逃亡などのおそれのあるケースで、裁判所の機能を果たす非ナチ化審査機関に与えられた当事者逮捕・勾留命令権によって、ゴルトマンの再勾留を促す意図からであった (Spruka, Bd. 2, Bl. 68)。これに基づいて、ゴルトマンの住所を管轄する第10非ナチ化審査機関Spruchkammer 10 Stuttgart-Degerlochは、「解放令」に基づいて当事者を審査するために課せられていた申告書の記入・提出がゴルトマンの場合まだ不明であったにもかかわらず、3月21日付で以下の暫定的命令を発した。それは、ゴルトマンを逮捕・勾留し、ルートヴィヒスブルクの第74収容所での歯科センター長としての彼の勤務継続を禁止し、彼の財産を差し押さえる、というものであった。

理由として次のことが述べられた。添付された警察関係の文書類から、ゴルトマンが「法律第104号 [= 「解放令」] 第5条第6項及び9項の規定により重罪者か、…第7条のI, 第1項及び同条のII, 第1項と8項によって有罪者にランク付けされる見込みが大である」ので、その制裁措置として、労働収容所送りや財産没収の決定が予測される。従って、彼が逃亡により審理を免れ、制裁措置執行を無にしようとする危険性が生じるので、この暫定的命令は正当なものと見なされる。また、彼の行動に鑑みて、第74収容所の歯科センター長の職務を継続させるのも不当であるので、勤務継続禁止命令が発せられたのである、と。また、本件は緊急性のあるものと思われるので、非ナチ化審査機関長によってこの命令が出され、「解放令」第49条によって、この命令への異議申し立ては認められないことが明記された (Spruka, Bd. 2, Bl. 112)。ゴルトマンは、翌日逮捕され、シュトゥッ

トガルト市Archivstr. 15の拘置所に収容された。

2. ゴルトマン関係警察文書（1945年）

それでは、「解放令」第3条が義務づけた申告書の存在が未確認なゴルトマンを緊急に逮捕する際の根拠となった警察文書には、どのようなことが記されていたのであろうか。まず、刑事課書記長Kriminal-Obersekretär Fが作成した報告書／1から、以下の経緯が読みとれる⁽³⁾。

シュトゥットガルト市警察署長Wに、ゴルトマンを拘束するよう告発したのは、ゴルトマンの告発でゲスターポに逮捕されたエルヴィン・Nの妹レニ・Hであった。医師である彼女は、4月27日と30日の署長Wに宛てた2通の私信で、ゴルトマンがシュトゥットガルトに舞い戻って来ており、何もなかったかのように赤十字の腕章を着けて病院に出入りしていることを伝えた。彼女は、ゴルトマンが「42年からゲスターポのスパイ」であり、兄が逮捕された際の証拠とされた手紙がゴルトマン宛であったことから、彼が兄を密告したに違いないとして、証言する用意があるから、何らかの処置を講じてほしいと訴えた⁽⁴⁾。ゴルトマンは、5月7日朝、2人の刑事に理由を告げられることなく拘束され、簡単な調書を取られている。彼はその中で、SDへの協力活動を求められて、ドイツに対する奉仕としてそれに応じたことや、44年秋に送られたブラウンシュヴァイク近郊のヴォルフエンビュッテル労働収容所を、被収容者代表Lagerobmannとして、ゲスターポの意に反して英軍進駐前に解散し、被収容者を故郷に帰したことを述べている。これまでの精神的・肉体的な過労から患った鼠径ヘルニアの切除手術と術後の回復まで、勾留措置を延期してほしいとする彼の希望は、叶えられなかった (Spruka, Bd. 1. / 10, Bl. 19)。

その2日後にゴルトマンは、9頁にわたるこれまでの経歴を調書に残している。彼はまず、青年時代から1939年までを振り返って、その人生のモットーが、祖国への忠誠と一度約束したことの遵守にあったと述べる。

それが彼を第一次大戦への従軍、復員後の住民防衛団**Einwohnerwehr**や
闇の国防軍**Schwarze Reichswehr**への参加を経ても、反共和国的な策動か
ら一線を画する立場へと導いた。シュペングラーの『プロイセン主義と社
会主義』や体操家ヤーンの人生が、彼にとっては向かうべき方向を指し示
すものであった、と。

彼は続ける。ユダヤ・ゲマインデを離脱した1909年から、「世界ユダヤ主
義とドイツ」という一連の問題が常に自分を捉えており、ヴェルサイユ協
定以降は、勇敢なドイツ・ユダヤ人に対して、全ての国際的な関係が無駄
にしても、祖国への偉大な義務を自覚させようと無駄骨を折ってきた。ユ
ダヤ人問題や25年以降の社会保障問題への関心の高まりが、30年からアウ
グスト・ヴィンニヒとのつながりを生んだ。ヴィンニヒは、カップ一揆を
支援してSPDを追われ、保守に転向してナチ党に接近していた。彼を通じ
てゴルトマンは、グレゴール・シュトラッサーなどにもユダヤ人問題につ
いて意見を具申できたようだ。ナチの権力掌握後には、ユダヤ人問題への
関わりから、37年まではパウロ同盟という非アーリア人キリスト教徒の自
助組織を通じて、39年から44年まではプロテスタントの内国伝道活動
Innere Missionの相談所を通じて、彼は、ヴェルテムベルクの非アーリア
人キリスト教徒の状況改善に努力した⁵⁾。

このパウロ同盟が国家警察の監視下にあったことから、ゴルトマンは、
シュトゥットガルトのグスターポ支局の担当者と接触するようになった。
彼はこう続ける。「特にわが運命的同胞**Schicksalsgenossen** [=非アーリ
ア人キリスト教徒] のためにも、」また「国外で名望家として生きるより、
むしろ祖国ドイツで死んでいきたいがため、私は当時、外国からの一連の
心をそそられる申し出 [=就職] をきっぱり断った。」そして35年には、個
人的利益を与えようという申し出を断りつつも、ゲーリングと2時間にわ
たって、また38年には総統代理局の秘書官と、運命的同胞の状況改善のた
めに話し合った。その間およびその後にも、パイロイトのヴィニフレ
ート・ワーグナーと面会して、彼女を通じてヒトラーに対して、より公正な

ユダヤ人問題の解決方法へと考えを転換するよう影響を与えようとしたが、これは成功しなかった⁽⁶⁾、と。

39年になって医師としての活動から離れる前、ゴルトマンは大管区指導部に呼び出され、非アーリア人に限定して医療活動を継続できるという申し出を受けたが、「自分は庭師になることに固執したため」、非アーリア人〔第一次大戦〕従軍医として自分に与えられてきた生活補助を剥奪された、と述べた⁽⁷⁾。そしてこう続ける。自分は、33年以来もし開戦になれば、非アーリア人の従軍の許可を求めてきたので、以前の士官の地位を捨てて、一兵士として従軍できる道を開戦後も模索していた、と。

SDに協力することとなった経緯について、ゴルトマンは以下のように述べている。40年11月にSDに呼ばれた彼は、アメリカの個々の人物との関係や、混合婚のユダヤ人配偶者の労働配置の可能性に関する質問を受けた後に、SDから、祖国の利害の点で恒常的に協力してほしいと打ち明けられた。特定個人の監視ではなく、「ドイツの民衆の心臓にあてる総統の聴診器」となることが求められていた。真の兵士たる者、どんな命令にでも従うべきであるので、この要求を拒絶することは、自分が求めてきた国防軍への志願の真意を疑われることとなる。従って協力する用意のあることを伝えたゴルトマンは、長い間、個人名を挙げることなく、住民一般に関する報告書を提出し、その代わりに、SDやゲスターポで、非アーリア人キリスト教徒のために継続して努力することが可能となった、と (Spruka, Bd. 1. / 11, Bl. 21-22.)。

しかしその中でも、ゴルトマンには、個人名を報告せざるを得ない場合が生じた。不正をはたらくナチ党や付属組織の関係者の名前や、陰で体制批判を行う高校教員や領邦教会関係者の実例と共に、今後ゴルトマンの非ナチ化裁判での争点とされていく事例 (つまりエルヴィン・Nや、東方で殺害されたユダヤ人の死体から石けんが作られているという噂を流した歯科医Sch, ヴォルフェンビュッテル労働収容所の被収容者代表として、収容所規則違反で告発したGo, Ta, Eiという計5名の事例) も、ここでゴル

トマン自身によって申告されている (Spruka, Bd. 1. / 11, Bl. 22-25.)。名前を明かさなければ、自分や子どもたちにどんな影響があるかをSD課長Reからほめかされる、という圧力を受けたのがその発端だったようである。エルヴィン・Nに関してゴルトマンは、41年春からたびたび、名を伏せて彼の発言についてSDに報告していた。ゴルトマンに言わせれば、Nは、ナチズムに激しく反対していたが、その主張が国家にとって「非常に重要で貴重」だったからである。そのNをゴルトマンが告発しなければならなくなったのは、Nが前線での攪乱をねらって、3ヶ月のうちに「100通以上の政治的書簡を主に前線士官らに送った」と彼に大言壮語したことにあつたようだ。Nが外国放送を密かに聞いていることなどは告発しなかった、とゴルトマンは述べている (Spruka, Bd. 1. / 11, Bl. 23-24.)。体制側の不正に関するゴルトマンの告発は、43年にはヒムラーやゲーリング、ボルマンにまで直接書簡を送る形⁸⁾となり、これがSDと彼との間の不協和音を招いた。43年秋から44年初めまでは、SDに代わってシュトゥットガルトのゲスターポの側から、同様の報告書提出を求められ、ゴルトマンはそれに応じたようである (Spruka, Bd. 1. / 11, Bl. 25.)。

これらの協力活動について、SDからゴルトマンは、「職務に伴う個人支出へのわずかな補償金や、一時的に半日間働いた場合には、それで被った植木店の賃金カット分のみ」を受け取ったに過ぎず、ゲスターポからは全くお金をもらわなかった (Spruka, Bd. 1. / 11, Bl. 27.)。それは、「戦争のことを考慮すれば、総統への忠誠が義務であると感じ」、「この防諜活動を、自分には閉ざされた前線での真価証明に代わるものとして喜んで受け入れた」からだとして述べている。彼は、最後にこう述べている。「今となってみれば、第三帝国には私が知り得た以上の腐敗がはびこり、われわれはもっと騙されていたことがわかる。…私は、自分がヴォルフエンビュッテルへと送られ、その間に残された家族が何度もゲスターポから脅迫されたということがあっても、少なくとももっと名誉ある終焉を目指して共に耐え抜かねばならない、と信じていたし、今もまだ最後までそう信じている (Spruka,

Bd. 1. 11, Bl. 28.)。』

このゴルトマン証言に基づいて、警察の捜査が始まった。その直後、レニ・Hとは別の筋から、ゴルトマンへの告発が寄せられている。それは、42年以来、ヴェルテムベルク・ホーエンツォーレルンにおける特権的混合婚のユダヤ人配偶者や混血者に関する用件を当局から委託されて担当していた弁護士ベンノ・Oからであった。Oも、特権的混合婚のユダヤ人配偶者であった⁹⁾。彼は、職務上、混血者らとの親交があり、ヴォルフエンビュッテルでゴルトマンと共にいた第一種混血者の中で、ゲスターポの懲罰として、そこから近郊のハレンドルフ労働・矯正収容所兼代替強制収容所に送られたルドルフ・Lと上述のTa、およびそこには送られなかったLの兄ハンス＝ミヒャエルから供述書の作成を依頼された。Oは、LとTaがゴルトマンをゲスターポへの告発者であるとする旨の供述書を5月15日に作成し、シュトゥットガルト警察に提出した (Spruka, Bd. 1. 12, Bl. 29.)。ヴォルフエンビュッテルに送られたのは、男性の混血者と混合婚のアーリア人である夫であって、ユダヤ人のゴルトマンは、彼らの見解によれば、ゲスターポのスパイとしてそこに送り込まれた、というわけである。供述書作成によって、弁護士O自身も重要な証人の1人に加えられた。

5月23日の告発者レニ・Hに対する供述調書作成を皮切りに、6月4日まで、ゴルトマンと関係のあった人びとの供述が警察の手で取られていった。21名の証人には、ゴルトマンが庭師として働いていたロベルト・ボッシュ病院の関係者、また、彼が福音教会の内国伝道活動の一環で非アーリア人キリスト教徒らの相談係をしていた関係から、相談した混合婚夫妻やシュトゥットガルトの福音教会聖職者、さらにシュトゥットガルトのゲスターポ元職員や、ヴォルフエンビュッテルで彼と共にいた混血者らが含まれていた。

ゴルトマンに批判的、ないし敵対的な証言者は、レニ・Hやエルヴィン・N、またNの処刑を阻止するために助力したというゲシュタポ職員Ö、ヴォルフエンビュッテルで告発された混血者 (弁護士O作成の供述書

のみ)、弁護士O、ロベルト・ボッシュ病院関係者など9名であった¹⁰⁰。ゴルトマンから被害を被ったと感じた人物や、ナチ時代の罪を軽減したいという意図を持った元ナチ黨員らである。彼らの証言には、ゴルトマンを評して、狂信的ナチ党支持者、スパイ、密告者、裏切り者といった言葉が躍っている。しかし、同じくヴォルフエンビュッテルに送られた人の中にも、ゴルトマンによる警告を無視したTaら3名の度重なる収容所規則違反を挙げて、「被収容者全員の安泰と収容所規則の強化への危険を考慮して」やむを得なかった、と証言したり、「収容所医師や被収容者代表として、遙かに多く、善いことをした」と述べる人物もいた（Spuka, Bd. 1, 2, Bl. 11, 29, Bl. 53-54.）。

ゴルトマンに対して肯定的な証言をしている6名は、彼の助力で転居を免れた混合婚のアーリア人男性以外は、全てプロテスタント聖職者であった。彼の内国伝道を通じた非アーリア人キリスト教徒への支援、彼の篤いキリスト教信仰やその信頼に足る人物像に対する評価が、この評価の背景に窺える。彼らからすれば、ゴルトマンは、確信的なナショナリストであり、「情熱的なドイツ的感情を持ち、その人種がもつて、ドイツ人としての活動を妨げられることを望まなかった」人物となる¹⁰¹。残りの6名は、一方でゴルトマンの人格や活動を評価しつつも、SDやゲスターポへの協力活動を知って距離を取ったと証言する聖職者や、スパイだとの噂を聞いたが確かなことは証言できないと述べる聖職者や会社の取締役、また、エルヴィン・Nの件を把握していなかったり、ゴルトマンをユダヤ人として扱うのか混血者とするのかで揺れた元ゲスターポ職員らであった¹⁰²。

上述の通り、ヴォルフエンビュッテルでのゴルトマンによるTa, Go, Ei 3名の告発に関しては、その理由をめぐって、証言者の間でも意見の相違が見られた。またこの6月時点では、シュトゥットガルト警察は、告発された3名から直接、供述を聴取できていなかった。ゴルトマンは、証人からの供述聴取が一通り済んだ直後の6月6日に、それらを提示された上で詳細な尋問を受けた。この点について彼は、詳しく状況を説明して、3名

の告発をやむを得なかったことと述べ、「私は、ただ収容されていた人びとの利害によってのみ行動し、全員の安全だけを視野に入れていた」と主張している (Spruka, Bd. 1. / 31, Bl. 68, Benz, S. 97.)。一方で、ゴルトマンにSDへの協力とその延長線上でのエルヴィン・N告発を促した理由に関しては、告発されたN側にも、ゴルトマンを肯定的に評価する聖職者の側にも、同様の理解が見られる。それは、ゴルトマンが、自身と家族のために行った「人種等級改定手続」を促進したい、という願望を持っていたことに求められた。

第一次大戦中、彼と同じ連隊で戦った連隊長代理で、後に福音教会監督 **Prälat** となったアドルフ・Sch¹³は、こう述べている。「ゴルトマン医師は、最後までナショナリストであったが、ナチズムに没頭することはなかった。理想主義に由来するナショナリストであった。従って彼は、国民的な高揚を熱烈に歓迎したが、奇妙なことに、当初から、ナチ党やその下部団体に対する批判には全く気がづかなかった。」その理由としてSchはこう続ける。「私は彼に、そのこと [=SDのための活動] が彼からあらゆる同情やその地位を奪うことになる、とすぐさま警告した。彼がこの秘密活動に力を貸したのは、彼に約束されたアーリア化を推進したいという、当時のユダヤ人にとって理解できる懸命の努力ゆえであった、と私は思う。しかしこの約束は、その中に、以前の実に立派な性質を取り込み、墮落させるいわばねずみ取りであった。…彼は、元々は善意の気持ちや理想から、上述の秘密情報機関におびき寄せられ、非アーリア [非ユダヤの誤り] だと宣言されたいという衝動に突き動かされていったんその身を任せたら、もはやそこから抜けられなくなったのだ。すなわち彼は、自身の善意の犠牲者となった。今日もなお私は、彼が邪悪な性格の持ち主であると見なすことはできない (Spuka, Bd. 1. / 19, Bl. 40.)」シュトゥットガルト警察が「重要な証人」と見なした領邦教会宗務局長OberkirchenratのPrも、ゴルトマンに直接質したとして、彼のSD勤務を証言する一方で、こう述べている。「私が思うに、ここで問題となっているのは、元来は品行方正である

が、熱狂するたちの人物であり、その素質が、過度のナショナリズムや溢れんばかりの感情的なキリスト教信仰へと至ったのである。ドイツにおけるユダヤ人に対する誹謗中傷は、職業においても、社会的、経済的にも、彼とその家族を破滅させた。彼が意識的に強調したナショナリズムも、彼の強力な自己顕示欲も、こういった降格や地位低下から彼を守ることができなかった。従って彼は自らこう認めている。最初は確かに [SDからの] 害のない依頼であったし、それらを引き受けるのは、同時に、彼自身や家族にも一定の利益をもたらし、普通ならユダヤ人に対してあらゆる形で適用された措置から、彼らを守ってくれるように思われた、と。しかしますます彼の自己顕示欲は、その迷える良心や誤った国民的責任意識と結びついて、[彼の] あらゆる宗教的なものの礎となり、その性格を墮落させ、良心の呵責を取り除いていった。こうして彼は、彼を信用して交わった全ての人びとにとって危険な存在となったのである。依頼者が彼をますます従属の深みへと引きずり込んでいったことに、全く疑いの余地はない。その結果彼は、自身の存在全体や家族を危険に晒さないようにしようとすれば、もはやどんな自由な意志をも持たなくなったのである (Spruka, Bd. 1. / 18, Bl. 39.)」

ゴルトマンを告発する側の声も聞いてみよう。告発者レニ・Hは、兄エルヴィン・Nがベルリンの民族裁判所に送られるのを阻止する経緯を詳述し、ゲシュタポ職員Öの助力に言及した後、マリア病院の院長Göから聞いた話としてこう証言している。「ゴルトマンは、自身や子どもたちのためにアーリア化手続きに着手し、2人の子どもたちに関してはそれに成功した。彼自身については、彼は自分がシュヴェニンゲンの時計職人K [と母と] の婚外子であると申し出た。この件で彼は、テュービンゲンの人種政策局と連絡を取った。…ゴルトマン医師の娘がどの程度ナチ党の仕事をしていたのかは、私には分からない。…私の兄嫁は、ゴルトマン医師の息子ハルトムートがナチ党のために非常に熱心で、その複数の部隊で活動していたと証言できる (Spruka, Bd. 1. / 14, Bl. 33.)」この時計職人Kは、申請

当時すでに死亡していたアーリア人であり、これによってゴルトマンが、ユダヤ人ではなく第一種混血者（＝2分の1ユダヤ人）と認定されることをねらっていた、とレニは証言したわけである。エルヴィン・Nの供述は、ゴルトマンが自分を密告した人物であることを証明しようとする内容が中心であるが、Nは以下のように述べている。「1943年に、領邦教会宗務局長のPrやSa、会社取締役Bäから、ゴルトマンがゲスターポのスパイであると聞かされた。私には信じられなかった。特に、ゲスターポがユダヤ人を使うなど、あり得ないと思ったからである。しばらくして、まだ43年のことだったが、ゴルトマンは、自分や家族のためにアーリア化の申請をした、と私に語った。この態度から結論として私は、彼が人間的には、自分の今まで考えてきたような男ではないと悟った。従って私は、彼から遠ざかったのであり、そのことを彼もまたすぐさま簡単に理解した。これらのことは全て、43年5月1日以前に起こったことである（Spruka, Bd. 1. / 17, Bl. 36.）」また、ユダヤ人弁護士ベンノ・Oはこう述べている。「彼は、血統〔改訂〕訴訟Abstammungsverfahrenを進め、混血者と宣言されるよう望んだ。彼を子どもの頃から知っている人びとは、彼が混血者では絶対にあり得ないと考えており、完全ユダヤ人Volljudeに違いないと一致して断言した。…1945年2月12日にテレージエンシュタットに送られた区裁判所判事Mなら、その点に関して答えることができるだろう。私が知っているのは、ゴルトマンの母が、1942年8月に行われたテレージエンシュタットへの移送¹⁴を免れたただ一人のユダヤ人女性だった¹⁵ことであり、彼女は、混血者であると宣言される名誉を得ていたのであろう。彼女は、SDに対する息子の功績のおかげで移送を免れてきた、と噂された（Spruka, Bd. 1. / 16, Bl. 35.）」

自身や家族の利害追求や、アーリア化手続推進という目的から、ゴルトマンはSDやゲスターポのスパイとなったのだ、という証人たちの主張に対して、彼はどう抗弁したのか。彼を肯定的に評価する人びとですら述べたように、彼はSDやゲスターポへの協力によって、その品行方正さを失

い、良心の呵責を覚えない人物となっていったのであろうか。ここでゴルトマン自身の説明を聞いてみたい。

勾留中のゴルトマンは、さらに詳しい6部の状況説明文を添付して、証言者らの供述内容がまだ彼に提示される以前の5月30日に、以下のような声明文を残している¹⁰⁶。「抵抗運動に関与し、今は兵士として逮捕されている2人の監房仲間たちと長く会話したことで、自分は、数年前から、その精神的な態度において、恐ろしく誤った道を辿っていたことがわかった。この道は私は、最良だと信じて歩んだのであり、私の感激や奉仕への準備は、同時に私の人種の苦境と共に、しばしば恥ずべきやり方で利用されてきたのだ。こう述べたからといって、私には、たとえば卑怯にも責任逃れをするつもりはない。他方私は、ヴェルテムベルクには、次のような人物が多くいなかったことも知っている。つまり、1941年から43年にかけて、慎ましいながらも全力で、党や国家のとどまることを知らない不正を上層部に指摘しようとした人びとである。戦時の苦境の中、私は、自分の認識から直接の結論を引き出す権利が自分にはないと考えてきた。それは私が、兵士としての自分の基礎に無条件に拘束されていると考えたからである。この係争中の一件が片付いた暁には、自分の能力を実証する可能性が、私に与えられることを願いたい。それは、かつて造園や勤労奉仕収容所での地下工事の際と同じように、薬草栽培で、全力を尽くして全体のために最良の仕事をする用意がある、と示しうる可能性である (Spruka, Bd. 1. / 37, Bl. 80.)」

添付文書2には、彼の1940年から44年にかけての内的葛藤が綴られている。彼によれば、42年までは、SD側の配慮からか、活動を通じて葛藤を覚えることがなかったが、急にそれが高まり、44年11月のヴォルフエンビュッテル勤労奉仕収容所への移送でそれが終わりを告げたようである (Spruka, Bd. 1. / 35, Bl. 77, Bentz, S. 162.)。42年になって一気に内的矛盾が高まったのは、福音教会の内国伝道活動を通じて、非アリア人キリスト教徒らの抱えた問題の解決のために助力することで、「教会指導部や牧師

たち、教会主導によるキリスト教信仰Kirchenchristentumのあまりに人間じみた面を多々垣間見て、「子どもの頃からの純粋な信仰を守ってきた」彼には、特に衝撃が強かったからである。より具体的には、「ますますあからさまにも隠された形でも、説教壇からなされている党・国家に対する攻撃が、特に難局を迎えた戦時中には教会の濫用を意味し、他では卓怙にも押し隠した反ナチ・コンプレックスをただ無難に解消するためだけに、教会に集う人びとKirchenvolkがその攻撃を歓迎している、と確信するに至った」ことが、彼を苦しめたようであった。彼は述べる。「教会は、その教義という観点にますます固執して、この祖国危機の時代には遙かに大きな使命があることを考慮しなかった。すなわち、最後の弁明のため神の前に立つ全てのドイツ人を、結集し統合することである」(Spruka, Bd. 1. / 35, Bl. 77, Bentz, S. 162-3.)と。出国の途を自ら拒絶してドイツにとどまったゴルトマンを、この時期唯一支えていたのが、彼の純粋なキリスト教信仰であったことは、この点での彼の葛藤を理解する上で重要である。

彼がSDの活動で民情報告をまとめる領域の1つには「教会問題」があり、具体的には、安楽死政策の受け止められ方や反修道院闘争、国家に対する教会の姿勢などがテーマに挙がっていた (Spruka, Bd. 1. / 43, Bl. 86.)。教会の現実の活動に対してゴルトマンが覚えた違和感を、SDは巧みに利用したようだ。42年3月に、ヒムラーから全国のSD支局に対して、ドイツの民衆の様々な生活領域における問題点をまとめて短期間に報告するよう命令が出された。ゴルトマンはシュトゥットガルト支局の担当者Reから、教会に通う人びとの状況や食糧事情に関して独自に報告書をまとめるよう委託され、特別の執務室まで与えられて、3、4週間毎日の半分をそのために潰したようだ¹⁰⁾。ゴルトマンは、内的葛藤に苦しんで、内国伝道活動における自分のポストを放棄したいと繰り返し述べたが、SD側からは、その度にますます激しい口調で拒まれたようである。ゴルトマンは、Reではなく、別の上司に配属されるよう望んだが、それも叶わず、Reとの関係は険悪なものとなっていったようだ。これが彼の内的葛藤をさらに強めたよ

うである(Spruka, Bd. 1. / 35, Bl. 77-78, Benz, S. 163-164.)。この心境の吐露は、「自身の善意の犠牲者となった」とする、福音教会監督アドルフ・Schのゴルトマン観に近いものと解釈できよう。

いわゆるアーリア化申請(=人種等級改訂申請)に関して、ゴルトマンはどう語ったのか。この点に関して、彼は5月30日の声明文に添付した文書(ユダヤ人問題への態度に関する補足説明)で自らすでに触れている(Spruka, Bd. 1. / 36, Bl. 79, Benz, S. 165-167.)。また彼は、証言者らの供述聴取が終了した直後の6月6日に、それらを材料として詳細な尋問を受けており⁹⁸、そこでもこの点に言及している。両史料から、彼の説明をここでまとめてみたい。

若い頃から彼は、あらゆるユダヤ的なものとの内的小おび外的な結びつきがますます弱くなり、それに代わって、自分のドイツ的な本質が強まっていくなことをはっきりと認識するようになったと述べている。それが、チュービンゲン王立協会への加入(1910)や志願兵としての第一次大戦従軍(1914-19)、各種戦功勲章の授与、戦後の民間防衛団や闇の国防軍での活動(兵役・防諜活動)、ドイツ体操協会での活動(1921-35)へと彼を歩ませた。一方で、彼の不屈のドイツ的態度は、周りのユダヤ系住民の無理解と衝突し、軋轢を生んだ。それもそのはずで、彼は不遜にもこう述べている。「[ユダヤ系の]指導的地位の人びとと話し合うことで、ユダヤ人を真のドイツの道へと導こうとする努力は、全て無駄であり、[ユダヤ人に]特徴的な横柄さでもって拒絶された。特に、政治経済全般の指導的地位を自ら辞するよう、しばしば促した際にはそうであった⁹⁹」と。

また彼はこう証言している。「私の申し立てから明らかなように、私は今まで自分がユダヤ人だとは一度も感じることはなかったし、そこから、SDのための活動が生じたのである(Spruka, Bd. 1. / 31, Bl. 62, Benz, S. 85.)」と。つまり、彼は自分がユダヤ人であることに常々疑念を抱いており、彼の申し立てによれば、アーリア化申請のきっかけは39年2月初頭、つまり、ゴルトマンの歯科医師免許が失効して、歯科医を辞めた直後であった。

ユダヤ人患者のみを扱う形で営業を続けるよう勧めた人種政策局の当該管
区代表Gauamtsleiterレヒラーに対して、ゴルトマンはその申し出をきつ
ぱり拒絶し、激しい議論になったという。レヒラーは、そこで「何十年も
通じて、これほど率直なドイツの見地を保つのは、ユダヤ人には絶対あり
得ない」から、ゴルトマンにはドイツ人の血が流れているに違いないと述
べたそうである。この話を聞いた義弟のエルンスト・マイレンダーからも
同意見だと聞かされて、ゴルトマンは、テュービンゲン大学教授Gのもと
で、家族全員の人種生物学的検査を受けることになった。彼の母は、子ど
もの父親が別人である可能性について詳しく質問されたそうである。しか
し、鑑定書類はシュトゥットガルトにある国の出先機関で止まってしま
い、帝国内務省での最終決定には至らなかった、と彼は述べた (Spruka, Bd.
1. / 31, Bl. 56, Benz, S. 73.)。この点でゴルトマンは、上述のレニ・Hの証言
に対してこう反論している。「…時計職人Kが私の父かもしれない、という
ことは、母が義弟マイレンダーに語ったことである。アーリア化申請の
際、この点はある程度役に立ったし、私にも秘密にはされていなかった。
…私の2人の子どもたちにはアーリア化手続が貫徹されたというのは誤っ
ている。…息子ハルトムートは、党にもSAにも所属していなかった。彼
はただ1年間、ヒトラー・ユージェントにいただけである。^⑩」

ゴルトマンはいう。「この手続の目的は、私を第二種混血者 [= 4分の1
ユダヤ人] と認定させることだった。手続が始められても得たものはな
かった。せいぜい、その間、第一種混血者 [= 2分の1ユダヤ人] よりも
上の待遇で扱われたこと^⑪と、完全にユダヤ人内部向けにあつらえられた
相談所の命令に従いたくない、という私の抵抗が認められたことだけであ
った。以前の職業に大いに愛着と尊敬の念はあったが、それに復帰しよ
うとは全く試みなかった。逆に、人種 [改訂] 手続が成就しても、この方
向での努力を行わない、と宣言した (Spruka, Bd. 1. / 36, Bl. 79, Benz, S. 166.)」
と。ゴルトマンは、SDシュトゥットガルト支局の担当者Reから、41年5
月に電話で呼び出されて3時間ほど話し合った際に、副業的に医療活動に

従事する用意があるかと聞かれたが、喜んで庭師になったのだとして断ったという (Spruka, Bd. 1. / 31, Bl. 59, Benz, S. 78-79)。ではなぜ、ゴルトマンはアーリア化にこだわったのであろうか。彼はこう述べている。「息子と私は、そのこと [ユダヤ人ではないと思いつつも、ユダヤ人やユダヤ系だと扱われること] に大いに苦しんできた。なぜならば、われわれには、国防軍に入隊する可能性が閉ざされていたからである。私がアーリア化手続に大いに関心を持った主な理由は、これだった (Spruka, Bd. 1. / 31, Bl. 57, Benz, S. 74.)」と。

再び医療活動をするつもりはない、というゴルトマンの証言は、必ずしも守られたわけではなかった。たとえば彼は、ヴォルフエンビュッテルでも、被収容者代表であるのみならず収容所医師でもあったし、アメリカ軍の第74抑留者収容所でも、歯科医としての役割を果たしていた。上述のレニ・Hによる警察署長Wへの告発書簡に対して、ゴルトマンは、占領下での医師不足の際に協力する用意があることを伝えるためにマリア病院に出入りしたのだと反論している (Spruka, Bd. 1. / 31, Bl. 63, Benz, S. 86.)。1950年にゴルトマンは再び開業するが、そのきっかけは、彼の控訴院での公訴人 (通常の裁判での検察官に相当) Nが、その決定の中の制裁措置を、「解放令」第53条に基づいて修正する用意があることをゴルトマンに文書で伝えたことにあった。それを受けて、彼は49年12月6日にNに対して再び医療活動に復帰したい旨を伝え、12月28日に、その他の一部の措置と共に、医師免許失効措置を解除されている²²⁾。確かにこれらには、ゴルトマン側からの医療活動復帰への主体的な働きかけは見られず、周りからの申し出を受ける形で復帰するという図式が窺える。

他方、再び兵役に就きたいとするゴルトマンの願望は、真実であったと思われる。上述の通り、ゴルトマンは、37年にパイロイトのヴィニフレート・ワーグナーと面会しているが、そこで彼がヒトラーに提案しようとしたユダヤ人問題の「公正な解決」策の内容は、彼がワーグナーに送った書簡の写しから分かる。その内容は、人種立法が維持されつつも、第一次大

戦時のユダヤ人前線兵士や戦死者の子どもたちに、申請により帝国公民権を付与する可能性を残し、それを与えられたユダヤ人は、アーリア人ではなく、第一種混血者の権利義務を有することになるということだった²³⁾。35年7月以降、ユダヤ人には兵役義務は与えられなかったが、40年4月20日のヒトラーの意向を伝える国防軍総司令部の秘密命令が出るまでは、第一種混血者と混合婚のアーリア人男性には兵役への道が開かれていた²⁴⁾。彼は38年のズデーテン危機に際しては、ズデーテン・ドイツ人義勇軍に志願して登録し、第二次大戦勃発後にも国防軍へ志願したが却下されている²⁵⁾。

ヴォルフエンビュッテルに送られる際のいきさつについて、彼は45年6月6日の尋問で、次のように述べている。「混血者への相談を通じて、1944年秋に私は、ユダヤ人混血者がOT [トート機関] の管轄範囲内での前線勤労奉仕に向かうことになると知った。私は、兵士としては前線に行くことができなかったで、これが前線配置への最後の可能性だと思った。従って私は、公共職業安定所にそのための申請書を提出し、数週間たった1944年11月15日に、…自分がOT配置となることが決まって、後で詳しい指示があるという内容の通知を、ゲスターポから受け取った。… [ゲスターポ刑事課職員Kriminalsekretär] Oは、配置期間がおおよそ6週間であると説明した。1944年11月21日、私はビーティヒハイムBietigheimの駅に出頭しなければならなかった。合計でおおよそ140名の男性がそこにいた。われわれは全員、前線配置になるものと思っていた。ビーティヒハイムから出発の直前、われわれはゴスラーから来た鉄道員に引き渡され、彼らから、われわれはゴスラーで水道配管工事をしなければならないと聞かされた。いろんな駅をたらい回しされて3日後に、われわれはヴォルフエンビュッテルに到着した。こんなところへ送られることを知っていたならば、私はけっして志願していなかっただろう。²⁶⁾」ゴルトマンにとって、兵士として前線に出るといふ名誉がどれほど重大であったかが、これらのことから推察できるであろう。

以上から、ゴルトマンによる人種等級改訂申請のねらいは、医療業務への復帰という個人的利害追求にというよりも、ドイツ人としての名誉の回復の方に、その重心があったと判断してもいいのではなからうか。その名誉とは、彼にとっては、たとえそれが第三帝国であっても、祖国のために戦場に立つことに他ならなかった。人種政策局やSDから提案のあったユダヤ人のみを診る限定された医療者は、1938年以降、医師Arztではなく患者治療者Krankenbehandlerの名称を付与された。ゴルトマンには、それが気に入らなかったのかもしれない。一方で彼は、38年7月25日の帝国公民法第4次命令によって、ユダヤ人の医師免許が9月30日で失効することを8月3日のラジオ放送で耳にして、8月13日にヴェルテムベルク医師会に書簡を送っている⁹⁹。彼はそこで、第一次大戦後のまさに苦難を極めた時期に新ドイツ国家の精神に乗っ取り、国民としての領域でも、社会的な領域でも最善を尽くしてきたことを考慮して、医師としての仕事の継続を認めてくれるよう請願していた。「どんなことがあっても、私と私の子どもたちが有する断固たるドイツ的信念から、国外移住は、今も私にとって、全く考慮に値しない。…子どもたちを根無し草にはならないので、私は、必要とあらば私個人には、この立場から最後のそして最も困難な結論を引き出すつもりである。¹⁰⁰」最後に彼はこう記していた。

3. アメリカ軍第74抑留者収容所でのゴルトマン

前章では、ゴルトマン関係警察文書（1945年）の中身を辿りながら、第三帝国下での彼の行動や人物像を、それ以外の史料にも言及しつつ提示した。ゴルトマンは、シュトゥットガルト警察における尋問で、自分が不利になるような部分についても、自ら語っている。たとえば、SDへのエルヴィン・Nの告発や、ヴォルフエンビュッテル労働収容所での、ゲスターポに対するTa, Ei, Goの告発がそうである。それは、自分がスパイであったとは全く考えていなかったからである。彼は6月6日の尋問でこう述べ

ている。「私の申し立てから明らかなように、確かに私は、SDのために活動したが、それをスパイの行為と見なすことはできない。もし私が警察の回し者として活動していたのであれば、私は外に向かって、SDの協力者であるなどと自称しなかったであろう (Spruka, Bd. 1. / 31, Bl. 62, Benz, S. 84.)」と。

しかし、シュトゥットガルト警察は次のように判断した。「ゴルトマン医師に対する調査から判明したのは、彼の息子ハルトムート・ゴルトマンと娘ゲルトラウト・ゴルトマンが、ナチ党の狂信的支持者であったようだという事、また、彼らもまたSDやゲスターポのために活動していたかもしれないという疑惑が生じたことである。さらにこの調査から判明したのは、ゴルトマン医師の義弟エルンスト・マイレンダー…も同様にスパイとしてSDのために活動していたようだったことである (Spruka, Bd. 1. / 1, Bl. 10.)」と。すぐさま警察は、子どもたちを逮捕して尋問した。娘によれば、この勾留は6週間続き、その間にマイレンダーも拘束された²⁹⁾。そして、彼女によれば、フランス軍の後にアメリカ軍がシュトゥットガルトに入ってきて来て、彼女たちは釈放されたが、父ゴルトマンだけは囚われたままとなった。

ゴルトマンが、いつシュトゥットガルト Archivstr. 15の拘置所から、近郊にあるルートヴィヒスブルクのアメリカ第3軍第74抑留者収容所に移されたのかは不明である。ただし、45年8月1日にはそこにいたことが確認できる。妻アリスは、8月10日付の書簡に、夫ゴルトマンを知る人びとの16通の供述書を英語で添付し、「彼がスパイや裏切り者には決してなれない」と述べて、夫の釈放をシュトゥットガルトのアメリカ軍防諜部C.I.C.に求めている³⁰⁾が、彼の早期釈放は実現しなかった。アメリカ軍側がゴルトマンを尋問した際のものと思われるメモが残っている。その最後にこう書かれている。「率直に言って、この対象人物Subjectは、質問者を悩ませる。この男が平均の域を超えていることは、間違いない。彼は必ず抜けて知性的であり、ドイツに対する不滅の愛や福音への信仰という精神世界に

生きている。彼のファイルには、14通の手紙があり、そのどれもが、彼は無罪であり、どれほど多くの人を彼が救ったかを証明する。しかし彼自身は、自分がドイツのために何をしたかだけを語り、自分に責任のある事柄 [=エルヴィン・Nや後述の歯科医Schの告発など] を直ぐさまに認め、その行為がもたらしたどんな結果からも責任逃れをしようとしな。まさに彼は、自分が抑留されると信じており、自分の愛するドイツの将来だけを心配している。⁸¹⁾

ゴルトマン遺稿集には、第74収容所での彼の模範的な態度をうかがわせる数々の証明書が残されている。それらによれば、彼は45年8月1日から翌年の8月7日まで、市場園芸者・都市周辺入植者としての職業訓練コースを終了して試験に合格し、同じく45年8月1日から47年2月12日まで、労働奉仕に従事し、特別の功績があったとして、Aランクの証明書まで受け取っている。また、同収容所の医師ミュラーは、ゴルトマンが45年8月1日から47年2月18日まで、同収容所病院に志願して、歯科センター長を務め、特に口腔外科の領域で手術を行い、専門知識や組織力によって、8000~10000の人数にもなった収容者から生ずる必要をすばらしい手際でこなし、同僚や若手にもその知識を分け与えたことを証明し、「彼の態度や指導はあらゆる点で申し分ない」と述べている⁸²⁾。

当然のことながら、ゴルトマンのこういった態度は、第74抑留者収容所のドイツ側の責任者たちの評価をも高め、彼の釈放をめぐる委員会審議が行われた。1946年7月22日、保安審査下級委員会Gは、ゴルトマンをこれ以上拘置する理由は見あたらないとしている。しかし、彼に対する多くの肯定的な鑑定書と、それら全てを破棄する内容の、シュトゥットガルト市ドイツ警察署長Wが署名した鑑定書が出ているので、保安審査下級委員会Gは、署長Wの所にあるNとゴルトマンに関するする事件書類を縦覧するよう、中央委員会に委託している。この中央委員会に対して、シュトゥットガルト警察本部は、8月2日に書簡を送り、釈放など論外であるとの強い意見を述べている。つまり、ゴルトマンは、SDやゲスターポのスパイに

なり、数百万もの同胞を犠牲にして生き残ろうとした悪人であり、「日を見主義で無節操な輩には、今日の民主主義国家に居場所などない」というのである。8月5日、中央委員会Bは、4人の委員が一致して、ゴルトマンの釈放を却下する決定を下した³³⁾。この釈放申請却下についても、第1章で述べた47年3月のゴルトマン再逮捕に関しても、エルヴィン・N側の意向を受けた警察署長Wの強い姿勢が、それらの背後にあったことは否めない³⁴⁾。上述の通りゴルトマンは、47年1月31日にアメリカ側の収容所長の決定によって、第74抑留者収容所から釈放されたのである。

4. 訴状提出

公訴人Bによるゴルトマンに対する訴状が提出されたのは、彼の再逮捕から4ヶ月近くたった1947年7月14日であった (Spruka, Bd. 2., Bl. 124-126., Benz, S. 105-110.)。逮捕は、訴訟手続きのためであり、逮捕後遅くとも翌日には、当事者への尋問が、非ナチ化審査機関代表者などによって行われねばならないはずであった³⁵⁾が、その間に機関代表者や公訴人による尋問は一度も行われなかった。規定に従って、3月21日の暫定命令にある逮捕・勾留理由がその後も妥当であるかどうかを審査する会議が、ゴルトマンの裁判を担当する第10非ナチ化審査機関で、5月2日、5月29日、6月26日、8月5日、8月19日に開催されているが、いずれも逃亡や財産処分のおそれという理由を適切と判断している (Spruka, Bd. 2., Bl. 84, 105, 111, 115, 123.)。

第10非ナチ化審査機関が、「解放令」により義務づけられていた申告書への記入・提出の有無をゴルトマンに尋ねたのは、4月17日になってからであり、ゴルトマンは、第74抑留者収容所にいた46年秋に申告書を提出済みだと回答している (Spruka, Bd. 2., Bl. 25, 26.)。結局5月7日に再度記入のために申告書と質問書の用紙を渡されたゴルトマンは、翌日にそれらを提出した (Spruka, Bd. 2., Bl. 1, 2, 23, 24, 86.)。これらを材料に公訴人Bが、ゴルト

マン関係のこれまでの捜査記録などの文書の有無を抑留者収容所などに問い合わせたのは、彼の勾留期間が2ヶ月近くとなった5月20日であった (Spruka, Bd. 2., Bl. 91, 92.)。ゴルトマンは、4月末にも、また5月8日にも再度、非ナチ化審査機関に対して、これまでの収容所生活で悪化した健康状態を挙げ、また逃亡の意図がないことも告げ、保釈金や毎日警察に出頭するという条件を出して釈放を願い出た。さらに5月22日に彼は、ヴェルテムベルク政治解放相にも、第三者の同席なしに弁護人と話せることや、できるだけ早く訴状を受け取って釈放されることを請願している⁶⁶⁾。弁護人ディーテリヒも、公訴人Bの対応があまりに非協力的であることに不信感を表明し、1月末に釈放されてから3月22日に再逮捕されるまで、ゴルトマンには全く逃亡の意図がなかったことを挙げ、重罪者にランクされるという見通しだけで逃亡の危険を想定するのに十分だ、という非ナチ化審査機関の立場を批判している。ディーテリヒは、5月20日に公訴人Bや第10非ナチ化審査機関代表と釈放に関して協議した際、警察署長が彼の釈放に反対していると聞かされて、「裁判とは関係のない警察署長が、逮捕と勾留継続の原因であるとするさま推測」したという⁶⁷⁾。確かにシュトゥットガルト警察は、ゴルトマン勾留直後の3月28日付で、45年の警察調書に欠けていた、ヴォルフエンビュッテルでのゴルトマンの告発の被害者TaとGoの供述調書を作成し、第10非ナチ化審査機関に送付している (Spruka, Bd. 2., Bl. 12.)。同審査機関がゴルトマンの勾留を継続したもう1つの理由は、公訴人Bの希望に添って、「ナチ政権から政治的に迫害された人びとのシュトゥットガルト相談所」を通じて、6月18日から、広くヴォルフエンビュッテルでの被収容者に対して、7月5日を期限にゴルトマンに関する情報提供を呼びかけており、その結果を待っていたからだと思われる (Spruka, Bd. 2., Bl. 54, 62, 96.)。公訴人Bは、さまざまな調査が済んで訴状が作成された後になって初めて、ゴルトマンの尋問は有用となると述べていた (Spruka, Bd. 2., Bl. 120, 122.)。

6月末になって、第10非ナチ化審査機関には、ゴルトマンによる告発の

新たな被害者に関する情報が入った。ゴルトマンがすでに45年に供述していた、歯科医カール・Schの件である。彼は、43年春に訪ねてきたゴルトマンに対して、ナチ政権の悪行を激しく非難したという。たとえば、強制収容所でユダヤ人をガスで殺して、その死体から石鹼を作っている、とSchは述べた。その数ヶ月後、彼は逮捕されてしばらく強制収容所に送られた。公訴人Bの求めで、歯科医Schによる供述文書も、訴状作成直後にゴルトマン裁判の資料に付け加えられた (Spruka, Bd. 2., Bl. 14, 99, 100.)。

ヴォルフエンビュッテルの被収容者らからは、ゴルトマンに有利なDoの証言もあったが、Ta, Go, Wo, Gu, Daらによるゴルトマンを非難する証言もあり (Spruka, Bd. 2., Bl. 15-20.)、45年の警察文書にこれらも加えて、公訴人Bは、訴状の中でゴルトマンを重罪者にランク付けした。彼の行動は、「解放令」第5条第6, 7, 9項の構成要件を満たしている。つまり彼の行動は、ナチ暴力支配の敵対者を告発し、彼らへの迫害に関与するという協力であり、ゲスターポやSDにおける、利己心からの活発な活動であると見なされる。またアーリア人になりたいという彼の望みも、そこに働いていたのであろう。公訴人Bはこのように述べている (Spruka, Bd. 2., Bl. 125, Benz, S. 108.)。

結びにかえて

この後、ゴルトマンに対する公訴人Bの尋問は行われなかった。9月3・4両日に、裁判に相当する公式会議öffentliche Sitzungが、裁判長、4人の陪席判事、公訴人B、議事録作成者、当事者ゴルトマン、弁護人ディーテリヒと、公訴人や当事者双方が申請した26名の証人の出席のもと行われた。証人の証言やそれらに対するゴルトマンの答弁の後、公訴人はゴルトマンの「重罪者」認定を、弁護人は「有罪者」認定と情状酌量をそれぞれ求めた。審査機関による秘密審議の後、翌5日に、裁判長による評決が言い渡された。

当事者ゴルトマンが当初から、SDやゲスターポでの協力活動とヴォルフエンビュッテルでの告発を認めていた以上、本件は、公訴人の訴状からも明らかなように、協力に至る当事者の意図や、個人的利害追求の有無をめぐって争われた。評決は、公訴人側の主張を支持した。評決理由はこう述べる。当事者は、子どもの頃から愛国的で、一定程度反ユダヤ的であり、この傾向が、自身の不利益にもかかわらず、彼をナチズムに共感させることになった。一方で、ゴルトマンのヴォルフエンビュッテルでの告発には政治的背景がなく、彼の活動が残忍な動機には由来せず、多くの苦しむ彼の同胞を助けたことは認めつつも、SDから支払いを受けていたことや、自身のアーリア化達成のためにSDで働いたことなどは、利己心や利益追求の意図で活発に活動したと見なしうる。従って、「解放令」第5条第6、7、9項に該当するとし、ゴルトマンを重罪者に認定したのである。

「解放令」の規定に基づいた重罪者への制裁措置として、ゴルトマンには以下のものが科せられた。2年のこれまでの拘束を算入した3年間の労働収容所での服役、最低限度の生活費を除く全財産の差し押さえ、一定額以上の収入部分の補償基金への継続的な入金、公職への就職禁止、年金・恩給の請求権喪失、選挙権・被選挙権の喪失、政治活動や政党への入党の禁止、労働組合や経済・職業団体への加入禁止、さらに、通常業務を除く今後10年間の自由業や自営業就業、そこでの監督的地位や、教師・説教者・編集者・作家・放送解説者としての活動などの禁止、居住制限、公益活動への関与の禁止、あらゆる免許や運転免許の喪失、そして、12,000マルクの訴訟費用の負担である。この評決は、9月8日に発効したが、5日時点でゴルトマンはそのまま、ルートヴィヒスブルク第72労働収容所に収監された (Spruka, Bd. 2., Bl. 146, 147-159, 160-162, Benz, S. 111-116.)。ゴルトマン側は有罪者への減刑を求めて9月20日に控訴したが、9月29日には、上席公訴人Schも、この評決を不十分として控訴院に上訴し、この非ナチ化裁判はさらに継続されることになる (Spruka, Bd. 2., Bl. 171, 171a, 172.)。この点は別稿に譲りたい。

これまでの経過を振り返って言えることは、ゴルトマン裁判が、通常
の非ナチ化裁判のイメージからかなりかけ離れたものであることだ。非ナチ
化の徹底を求めて、ドイツ側による裁判への移行にも難色を示していたア
メリカ側が、その服役中の態度を評価して釈放したゴルトマン。その彼
を、ドイツ側が再度逮捕・勾留する形でこの裁判は始まった。これは、形
式的な党籍にとらわれずに、その行為を個々に吟味して非ナチ化を進める
という、ドイツ側の意図に沿った形であるといえる³⁸。その一方、この裁
判には、被害者エルヴィン・N側の報復意図を汲んだ警察署長Wの強硬な
態度と意向が見え隠れしている。公職復帰などのための「潔白証明書」入
手を目的とする形骸化した非ナチ化、というイメージとは別の実情を、ゴ
ルトマン裁判初審はわれわれに提示しているのではなからうか。

註

- (1) Wolfgang Benz, *Patriot und Paria. Das Leben des Erwin Goldmann zwischen Judentum und Nationalsozialismus, Eine Dokumentation*, Berlin 1997, ders., "Das Opfer als Täter? Die Lebensgeschichte des Erwin Goldmann, *Dachauer Hefte* 10 (1994), S. 225-242. 本稿では、前者のみを引用する。
- (2) ゴルトマンの非ナチ化裁判記録は、ルートヴィヒスブルク国立文書館に所蔵されており、請求記号は、EL 902/20 Bü 37/40170である。以下に述べるように、これは、45年の警察関係文書、番号付きの非ナチ化裁判関係文書、番号なしの文書綴りからなっている。これらを便宜上、Spruka, Bd. 1, Bd. 2, Bd. 3としておく。Bd. 1に関しては、複数枚からなる文書全体にふられた番号（例：1）と文書ごとにふられた番号（例：Bl. 9）の両方がある。
- (3) Spruka, Bd. 1, 1, Bl. 9-10. なおこの文書は、2. Juni作成とあるが、その3頁には6月6日の事情聴取やそれ以後のことなども記されているため、7月2日（2. Juli）のタイプミスと思われる。
- (4) Spruka, Bd. 1., 1, Bl. 9, 8, Bl. 17, 9, Bl. 18. 書き出しはLieber Herr W. となっているので、両者には、面識のある間柄が想定される。
- (5) Spruka, Bd. 1. 11, Bl. 20. この調書は以下に掲載されている。Benz, *Patriot u. Paria*, S. 153-161.
- (6) ワーグナーに送った書簡の写しが、ベルリン工科大学反セム主義研究所にあるゴルトマン遺稿集Nachlaß Goldmannの中に残っている。Brief an Winifred

- Wagner, 21. 5. 1937, 4S. in: Nachlaß Goldmann, und Benz, a. a. O., S. 39-41.
- (7) ゴルトマンは、39年2月からある植木店で庭師見習いを始めて、41年9月半から43年12月半までは、シュトゥットガルトのロベルト・ボッシュ病院の庭師として働いた。
- (8) ゴルトマン自身が、45年5月30日に警察に提出した声明文に添付された文書には、これら3通の書簡内容に関する概要をまとめたものがある。Spruka, Bd. 1. / 38, Bl. 81.
- (9) ゴルトマン遺稿集には、混合婚家庭の名簿が存在し、それで確認できる。Aufstellung von Mischehen in Württemberg und Hohenzollern, Stand 1. 1. 1942, S. 3, in: Nachlaß Goldmann.
- (10) Spruka, Bd. 1. / 12, Bl. 29, / 14, Bl. 32-33, / 16, Bl. 35, / 17, Bl. 36-37, / 21, Bl. 43-44, / 25, Bl. 48-49, / 30, Bl. 55.
- (11) Spruka, Bd. 1. / 2, Bl. 11, / 18, Bl. 38-39, / 19, Bl. 40, / 23, Bl. 46, / 26, Bl. 50, / 29, Bl. 53-54.
- (12) Spuka, Bd. 1. / 15, Bl. 34, / 20, Bl. 41-42, / 22, Bl. 45, / 24, Bl. 47, / 27, Bl. 51, / 28, Bl. 52.
- (13) この人物は、1919年にゴルトマンに受洗を施し、またゴルトマンを39年2月から、ヴェルテムベルクの内国伝道ラント連盟でのユダヤ人キリスト教徒に対する相談係に斡旋したのであった。Spruka, Bd. 2., Bl. 221, und Brief vom Reichskommissar für die Krankenkassen Würtemmbergs (den 21. Juni 1934) in: Nachlaß Gordmann.
- (14) このユダヤ人移送は、8月22日に実施され、42年のシュトゥットガルトからの移送では最大規模のものであった。その際送られた95名のうち、生還できたのは5名だけだった。Paul Sauer, *Die Schicksale der jüdischen Bürger Baden-Württembergs während der nationalsozialistischen Verfolgungszeit 1933-1945*, Stuttgart 1968, S. 372-373.
- (15) これ以降も、44年1月以降の混血者の移送を除いて、シュトゥットガルトからは3度のユダヤ人移送があり、合計41名が移送され、1名だけが生還した。従って弁護士Oのこの証言は、正確ではなかった。Ebenda, S. 372.
- (16) Spruka, Bd. 1. / 1, Bl. 10. なお、添付文書は、1. ユダヤ人問題への態度に関する補足説明 / 36, Bl. 79., 2. 1940-44年の間の内的葛藤 / 35, Bl. 77-78., 3. SDでの活動期間中に命令に応じて、ないし自発的に活動した分野 / 43, Bl. 86., 4. SD活動に関する追加所見 / 42, Bl. 85., 5. 1943年前半に書いた3通の基本的書簡に関する概略 / 38, Bl. 81., 6. 勤労奉仕収容所ヴォルフエンビュッテルでの滞在に関する追加説明 / 34, Bl. 76. であり、1. と2. は、以下に掲載されている。Benz, *Patriot u. Paria*, S. 162-167.
- (17) Spruka, Bd. 1. / 31, Bl. 60, Benz, a. a. O., S. 80. 41年5月にゴルトマンを呼びつけた担当者Reは、宗教と教会問題は峻別すべきである、と述べたようだ。Spruka, Bd. 1. / 31, Bl. 59, Benz, a. a. O., S. 78.

- (18) これは33頁からなる尋問調書として残されている。Spruka, Bd. 1. / 31, Bl. 56-72, Benz, a. a. O., S. 72-104. なお、ベンツ掲載のものは、ゴルトマンの娘ゲルトラウトの要望で、調書の一部が割愛されている。また、その87頁下から14行目にある1945年というのは、史料と照らし合わせたところ43年の誤記であった。
- (19) Spruka, Bd. 1. / 36, Bl. 79, Benz, a. a. O., S. 165. 彼のユダヤ人観は変わらなかったようで、5月30日の添付文書の終わりに、彼はこう続けている。「われわれの基本的態度は、今も変わっていない。自分も子どもたちも、その地味な職業 [= 造園業や農業] をやめようとは思っていない。もしユダヤ人が、これは今となっては以前にも増して望むべくもないが、政治や経済の指導的地位を最終的に自ら辞さねば、ユダヤ人憎悪の恐ろしい大波が世界を襲うことになるだろう。われわれはそう確信している。」 Spruka, Bd. 1. / 36, Bl. 79, Benz, a. a. O., S. 166.
- (20) Spruka, Bd. 1. / 31, Bl. 63, Benz, a. a. O., S. 86-87. ナチ党との関わりについて、子どもたちは、それぞれ45年6月12日の証言のなかで否定している。Spruka, Bd. 1. / 44, Bl. 87, / 45, Bl. 88. アーリア化申請がいつなされたのかに関しては、異論がある。娘ゲルトラウト（結婚後、トラウト・グレーバーとなる）は、研究者ベンツに対して、それは44年頃と報告しているが、この頃にはこういった申請の処理は行われていなかったの信じがたい。Traut Graeber, Dr. med. Dr. dent. Erwin Goldmann, 1891-1981 (am 14. 04. 1993), S. 2, in: Nachlaß Goldmann. 義弟マイレンダーは、ゴルトマンの控訴審に際して、宣誓供述書を提出しているが、ここでは38年秋となっている。申請結果について、マイレンダーは、およそ1年後に母アンナのみが、帝国系譜局から人種生物学的鑑定の結果、第一種混血者と見なされたと連絡があったと述べている。Eidesstaatliche Erklärung. Zur Vorlage bei Spruchkammer etc. von Ernst Mailänder, Spruka, Bd. 2., Bl. 225. 筆者は、母アンナの人種等級改訂に関する帝国系譜局からの通知の写しを、ゴルトマンの非ナチ化裁判記録文書の綴りの中に発見した。それは彼女を「人種的に2人の完全ユダヤ人の祖父母を持つ混血者」、つまり第一種混血者と認定するものであり、42年6月18日の日付があった。弁護士Oの証言にもあったが、このおかげで彼女は、8月のシュトゥットガルトからテレージエンシュタットへのユダヤ人移送を免れ得たのであろう。ちなみに、ゴルトマンは混合婚のユダヤ人配偶者だったので、当初から移送対象ではなかった。ABSTAMMUNGSBESCHEID. Anna GOLDMANN geb. WEIBENBURGER vom Reichssippenamt, Berlin, den 18. Juni 1942, in: Spruka, Bd. 3., ohne Zählung. 研究者ベンツは、ゴルトマンのアーリア化申請を38年春のエピソードとしているが、根拠は示していない。Benz, a. a. O., S. 52-53. この点に関しては、別稿で論じることにした。
- (21) ゴルトマンも認めているが、41年9月にロベルト・ボッシュ病院の庭師の職を得ることができたのは、SDの推薦があったからである。病院からの問い合わせに答える書簡で、シュトゥットガルトのSD支局は、ゴルトマンが帝国系譜局から第一種混血者と認定されるだろうという見通しも伝えている。Spruka, Bd. 1. / 31, Bl. 59, Benz, a. a. O., S. 79-80, Brief vom SD=Leitabschnitt Stuttgart an die

- Firma Robert Bosch (Stuttgart, den 12. August 1941) Spruka, Bd. 1. / 4, Bl. 13. この時点では、まだゴルトマンの人種等級改訂の望みはあったことが窺える。
- (22) Brief vom Öffentlichen Kläger bei der Zentralspruchkammer Nord-Württ. - Sachgebiet 53- an Goldmann (Ludwigsburg, den 28. 11. 1949), Handschriftlicher Brief von Goldmann an den Herrn öffentlichen Kläger (Stuttgart-S, den 6. 12. 1949), Ministerium für politische Befreiung Württemberg-Baden, Anordnung gemäss Art. 53 des Gesetzes zur Befreiung von Nationalsozialismus und Militarismus von 5. März 1946 (Stuttgart, den 16. Januar 1950) in: Spruka, Bd. 3. alles ohne Zählungen. ただし、この段階では、ゴルトマンは「重罪者」判定を受けたままであった。この点も、別稿で論じたい。
- (23) Brief an Winifred Wagner, (Stuttgart, 21. 5. 1937), S. 2. in: Nachlaß Goldmann, und Benz, *a. a. O.*, S. 40-41. このような、従軍という国家への貢献を理由に、一部のユダヤ人をドイツ人と同等に扱ってほしいという考え方は、ユダヤ教徒のドイツ人の中にも1935年まで存在した。ドイツ民族主義ユダヤ人連合や、ユダヤ人前線兵士全国同盟の主張がそれである。Benz, *a. a. O.*, S. 34-36, Matthias Hambrock, *Die Etablierung der Außenseiter*, Köln u. a., 2003. 拙稿「あるべき『ドイツ・ユダヤ人』像の模索」『史学研究』208 (1995), S. 39-57, 同「『ユダヤ人前線兵士全国同盟』(RjF)の終焉」『ユダヤ・イスラエル研究』19 (2003), S. 21-31.
- (24) J. Walk (Hrsg.), *Das Sonderrecht für die Juden im NS-Staat*, 2. Aufl., Heidelberg 1996, S. 115-116, 122, 320.
- (25) ゴルトマンが子どもたちのために書き残した手書きのノート（便宜上、Ein handgeschriebenes Buch für Kinderと命名し、以下、「手書き本」と略記）が、ゴルトマン遺稿集の中にある。彼はその中に、WEHRBEREITSCHAFTと題した詩をタイプした紙片を貼り付けている。その末尾には、38年9月19日、ズデーテン・ドイツ人義勇軍に登録した日に、とある。
- (26) Spruka, Bd. 1. / 31, Bl. 64-65, Benz, *a. a. O.*, S. 89-90. 別のゲスターボ職員Rの証言によれば、ゲスターボ職員Oにも、ゴルトマンの人種等級が、ある時には完全ユダヤ人、またあるときには混血者、と明確ではなかったのが、上司と話し合っ、ゴルトマンを混血者らと共に送るよう決定したという。Spruka, Bd. 1. / 24, Bl. 47.
- (27) ゴルトマンの手書き本には、1938年8月3日と題した記述があり、そこには「われわれ全員が10月1日から失業する、とラジオ放送が突然、声明を伝えた」とある。Goldmann, 3. August 1938, in: Ein handgeschriebenes Buch., ohne Zählung., Gesuch Goldmanns an die Ärztenkammer für Württemberg, (den 13. August 1938), Beide in: Nachlaß Goldmann.
- (28) Ebenda (Gesuch Goldmanns), u. Benz, *a. a. O.*, S. 38
- (29) Traut Graeber, Dr. med. Dr. dent. Erwin Goldmann, 1891-1981 (am 14. 04. 1993), S. 2, in: Nachlaß Goldmann. 45年6月12日付で、子どもたち2人による父ゴルトマンに関する証言記録が警察調書に残されているが、そこにはすでに、目下

- 勾留中とある。Spruka, Bd. 1. / 44, Bl. 87, / 45, Bl. 88.
- (30) Alice Goldmann, Statement about my husband, Dr. Goldmann, (Stuttgart-Degerloch, den 10. 8. 1945), in: Spruka, Bd. 3., ohne Zählung.
- (31) GOLDMANN, ERWIN, 5380. Notes on Interrogation, (ohne Ort u. ohne Zeit), in: Spruka, Bd. 3. ohne Zählung. なお14通というのは、妻アリスが添付した供述書に付けた番号が14であり、No.10の次に10a, 10bが存在しているので、合計16通が正確な数となる。
- (32) Internment Camp 74, Ludwigsburg, BESCHEINIGUNG Dr. Dr. Goldmanns für den Umschulungslehrgang für Gartenbau-Kleinsiedler, (Ludwigsburg, den 7. August 1946), Third Army Internment Camp No.74, Ludwigsburg, Certificate for Dr. Goldmann about his employment in work details from 1. 8. 45 until 12. 2. 47, (Ludwigsburg, den 12. Februar 1947), Anerkennung für besondere Leistung A für Dr. Ervin Goldmann, (Ludwigsburg, den 12. Feb. 1947), Hospital Internierungslager 74, Zeugnis Dr. Müllers, (Ludwigsburg, den 18. Feb. 1947), Third Army Internment Camp No.74, Ludwigsburg, Certificate for Dr. Goldmann's employment as head of dental station of the hospital from 1-8-1945 to 12 Feb 47, (Ludwigsburg, 12 Feb 47), alles in: Nachlaß Goldmann. Spruka, Bd. 2., Bl. 52, 53.
- (33) Sicherheitsprüfungs-Unterausschuss G, Betr.: Haftentrassung des Goldmann, (Stuttgart, den 22. 7. 46), Polizeipräsidium Stuttgart, Betr.: Haftentlassungsantrag des Dr. Erwin Goldmann, (Stuttgart, den 2. August 1946. なおこれは、以下に収録されている。Benz, a. a. O., S. 141-142.), Sicherheitsprüfungs-Ausschuß B, Hauptausschuß, Beschluß, (Stuttgart, den 5. August 1946), alles in: Spruka, Bd. 3., ohne Zählungen.
- (34) 署長Wは、Nがベルリンの民族裁判所送りを免れるために、医師の診断書を利用してゲッピンゲンの精神療養施設に送られたこと、また施設入所の理由が反ナチスという政治的理由だけだったので、そこに戻る必要がないことなどを述べた証明書に署名している。そこでは、まだ捜査途中にもかかわらず、ゲスターボのスパイ・ゴルトマンがNを告発した、と記されている。Der Chef der deutschen Polizei der Stadt Stuttgart, Bestätigung über Erwin N, (Stuttgart, den 16. Mai 1945), in: Spruka, Bd. 3., ohne Zählung.
- (35) Erich Schullze, *Gesetz zur Befreiung von Nationalsozialismus und Militarismus vom 5. März 1946*, München, 3. Aufl., 1948, S. 64-65.
- (36) Spruka, Bd. 2., Bl. 22, Goldmann, An das Ministerium für politische Befreiung, (22. 5. 47), in: Spruka, Bd. 3., ohne Zählung.
- (37) Frank Dieterich, Beanstandungen in der Bearbeitung des Falls Dr. Goldmann, (5. Juli 1947), in: Spruka, Bd. 3., ohne Zählung.
- (38) 以下の研究を参照。深川美奈「アメリカ占領下ドイツにおける非ナチ化政策の展開」『年報地域文化研究』(東大) 2 (1999), S. 191-210, 同「アメリカ占領下ド

イツにおける民主化政策」『国際政治』125 (2000), S. 79-95, Cornelia Rauh-Kühne, Die Entnazifizierung und die deutsche Gesellschaft, *Archiv für Sozialgeschichte* 35 (1995), S. 35-70, Clemens Vollnhals (H. g.), *Entnazifizierung, München* 1991.

付記

本稿は、平成17年度科学研究費補助金（基盤研究(C)）による「ドイツ第三帝国下の『ユダヤ人キリスト教徒』の動向に関する研究」における研究成果の一部である。

【参考資料】ナチズムと軍国主義からの解放のための法律（解放令）（1946/3/5）

申告手続き

第3条

1. 責任のある者全てを選別し、同法を実行に移すために、申告手続きが整えられる。
2. 18歳以上の全てのドイツ人は、申告書Meldebogenに記入して提出する義務を負う。
3. より詳しい規定に関しては、政治解放相Minister für politische Befreiungが出す。(S. 9)

重罪者 Hauptschuldige

第5条

重罪者とは以下の者である：

[途中略]

6. その他、ナチ暴力支配を異常なほど政治的・経済的に、ないし宣伝やその他の方法で支援した者や、ナチ暴力支配と結びつくことで、自らやその他の者のためにそれを非常に利用した者。(S. 11)
7. ゲスターボや親衛隊保安部、親衛隊、秘密憲兵隊、秘密国境警備警察で、ナチ暴力支配のために活発に活動した者。(S. 12)

[途中略]

9. ナチ暴力支配の敵対者を密告することで、ないしその他の方法で彼に対する迫害に関与することを通じて、利己心や利益追求の意図から、ゲスターボや親衛隊、親衛隊保安部その他同様の組織と活発に協力した者 (S. 12)。

有罪者 Belastete (積極的分子 Aktivisten)

第7条

I. 積極的分子とは以下の者である。

1. その地位や活動を通じて、ナチ党NSDAPの暴力支配を支援した者。

[途中略]

II. 重罪者に相当しない限り、以下の者が特に積極的分子である。

1. 言動、特に公的な場での演説や執筆を通じて、また、自身や他人の財産を自発的に寄付することで、ないし、自らの個人的信望や政治的・経済的・文化的活動における自身の地位を投入することで、ナチ暴力支配の設立や強化、ないしその保持に貢献した者

(S. 13)。

[途中略]

8. 挑発者、スパイ、密告者として、ナチズムに人種や宗教ないし政治的に敵対する者や、ナチスの規定に違反した者を害するために、訴訟を起こすきっかけを与えた、ないし与えようとした者 (S. 13-14)。

第40条

- (1) 非ナチ化審査機関 [と控訴院] **Die Kammern** ないし、緊急時にはその機関代表者は、訴訟手続きのどの段階においても、暫定的命令を出すことができる。
- (2) 同機関及びその代表者は、とりわけ、当事者の逮捕、勾留を命じ、彼の職務継続を禁止し、財産の差し押さえを命ずることができる。(S. 64.)
- (逮捕は、訴訟手続きのためであり、逮捕後遅くとも翌日には、当事者の尋問が **Kammer** 代表によって行われねばならないことが註にある。また、逮捕の前提は、解放令では規定されていないが、市警察の該当規定が利用されることになり、その中には、逃亡や証拠隠滅のおそれが挙げられている。具体的には、住所ないし滞り場所の未申請、(申告書の改竄も含めて) 重い刑の確定が想定されるケース、長期間の労働収容所送りなどの重い制裁が想定されるケース、また、証人に影響を与える危険や証拠物件の隠滅の危険があるケースである。S. 65-65.)

上訴の排除

第49条

[控訴院への] 控訴以外の上訴は認められない。特に、暫定的命令に対する異議申し立ては許されない (S. 74)。

審査

第52条

- (1) 政治解放相は、全決定を調査のために提出させることができる。
- (2) 公訴人 **der öffentliche Kläger** は、非ナチ化審査機関による法的効力のある決定を、明らかな誤りである、ないし、本法の諸目標と矛盾していると見なした場合、その決定を再調査のために政治解放相に提出しなければならない。
- (3) 政治解放相は、この決定を破棄し、訴訟手続きの新たな実施を命じ、その場合にはこの件を別の非ナチ化審査機関に移すことができる (S. 75-76)。

第53条

もし当事者が、法的効力のある決定の後、一定の基本的な期間中、その態度全体で以下のことを証明したならば、すなわち、ナチズムに完全に背を向け、平和や民主主義の基礎に立つドイツの再建に今や協力する準備があることを証明したならば、公訴人は、そのケースを徹底的に調査した後、当事者に下された決定を、政治解放相に対して緩和ないし破棄するよう提案することができる。政治解放相は、本法の諸原則や諸目的を考慮し、公正な評価に基づいて、自らの決定を下す (S. 77)。

(Erich Schullze, *Gesetz zur Befreiung von Nationalsozialismus und Militarismus vom 5. März 1946*, München, 3. Aufl., 1948.)

Das Entnazifizierungsverfahren eines deutschen Juden : Von der Verhaftung bis zum Spruchkammerverfahren des Erwin Goldmann (1945-1947)

Hiroaki NAGATA

Über das Leben des Erwin Goldmann, des deutschen Christen jüdischer Abstammung, wurde schon von Prof. Wolfgang Benz (TU Berlin) geschrieben und 1997 unter dem Titel: *Patriot und Parier* veröffentlicht. Das behandelt sein Leben besonders während der NS-Zeit und fügt dem das Leben nach 1945 mit vielen Dokumenten (Spruchkammerakten Goldmanns im Staatsarchiv Ludwigsburg und Nachlaß Goldmann im Archiv des Zentrums für Antisemitismusforschung der TU Berlin) hinzu.

In dieser Abhandlung wird anhand der Spruchkammerakten Goldmanns und Akten im Nachlaß Goldmann versucht, noch ausführlicher folgende Punkte zu erklären:

- 1) Wie war die Situation Goldmanns zwischen seiner Verhaftung durch die Stuttgarter Polizei und seiner Entlassung aus dem Internierungslager 74 in Ludwigsburg (Mai 1945-Januar 1947),
- 2) warum war ein Mann wieder in Haft zu nehmen und zu entnazifizieren, der schon vom amerikanischen Kommandanten des Lagers 74 für seine besondere Leistung im Lager hoch anerkannt und freigelassen worden war, und
- 3) wie verlief sein Spruchkammerverfahren bis September 1947.

Dadurch wird hier ziemlich klar, dass der Chef der deutschen Polizei der Stadt Stuttgart sich offiziell und auch inoffiziell wiederholt stark an dem Fall Goldmann beteiligte. Er vertrat den Standpunkt des Erwin N, der 1943 wegen Wehrkraft-Zersetzung von Goldmann beim SD angezeigt wurde und zum Tode verurteilt worden wäre, wenn es seiner Schwester nicht gelungen wäre, seinen Transport vor dem Volksgericht in Berlin zu verhindern. Der Fall Goldmann ist vielleicht ein Sonderfall des Spruchkammerverfahrens, in dem unter der Maske der Entnazifizierung versucht wurde, an dem Betroffenen Rache zu nehmen.